

加盟と競技者登録に関する細則

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 本細則は、日本学生オリエンテーリング連盟規約（以下「本連盟規約」という。）第54条により、本連盟および地区学連への加盟と競技者登録に関する制度運用および諸手続きの細則となるものである。

第2章 加盟に関する制度運用

(加盟資格校)

第2条1 本連盟規約第10条1項に定める大学等と同等の入学資格を要し、かつ類似のカリキュラムを有する教育機関（文部科学省所管外の大学校等）は、当該地区学連と本連盟幹事会の承認を以て本連盟および地区学連に加盟する資格を得ることができる。

第2条2 本連盟規約第10条1項に定める大学等と前項に定める教育機関を、「加盟資格校」と総称する。

(競技団体)

第3条1 本連盟および地区学連に実体として加盟するのは、加盟資格校を代表してオリエンテーリングに取り組む団体（以下「競技団体」という。）であり、少なくとも1名の競技者から構成されていなければならない。

第3条2 加盟に際し、競技団体が当該校の公認団体か否かは問わない。

第3条3 1つの加盟資格校に複数の競技団体が存在する場合であっても、加盟できるのは1つの競技団体に限る。

(準加盟)

第4条 所属する競技者が3名未満の加盟資格校は、準加盟校としてのみ加盟できる。

(複数校の合同加盟)

第5条1 複数の加盟資格校が社会通念上単一の教育機関とみなせる場合、地区学連と本連盟幹事会の承認を以て合同で加盟できる。ただし、複数の大学（大学院大学、短期大学を除く）をその中に含むことはできない。

第5条2 合同で加盟する際の名称は構成校のうち1校のものを代表として採用し、その採用の優先順位は、大学、短期大学、その他の教育機関とする。

(1校の分割加盟)

第6条1 1つの加盟資格校が地理的に隔たった複数のキャンパスから構成され、その間に就学年次を通じて学生生活上の交流がなく、1校としての加盟が不都合である場合、当該地区学連と本連盟幹事会の承認を以て別個に加盟できる。ただし、各キャンパスの所在地が複数の地区学連にまたがる場合は全ての地区学連の承認を得なければならない。

第6条2 別個に加盟する際の各校の名称は、通例に従って学部あるいは地名を付記するものとする。

(校名変更)

第7条 名称の変更を要する加盟校および準加盟校は、本連盟にその旨を届け出なければならない。

第3章 競技者登録の制度運用

(競技者登録の手続き)

第8条1 加盟校および準加盟校は、本連盟事務局の指示のもと競技者名簿を提出し、必要に応じて競技者登録料を納入することで、次の各号に定める手続きを年度を通じていつでも行うことができる。ただし1月1日以降になされた手続きの内容は、次年度開始時点から反映される。

- (1) 競技者の新規登録
- (2) 競技者登録内容の更新および変更
- (3) その他競技者登録に関する手続き

第8条2 新年度初頭に実施する競技者登録の一斉更新については、競技者名簿提出および競技者登録料納入の締切を6月30日とする。

(競技者名簿の内容)

第9条1 加盟校および準加盟校から提出される競技者名簿は、次の各号の内容を含まなければならない。

- (1) 競技者の所属
- (2) 競技者の氏名
- (3) 登録初年度から起算した年数
- (4) その他本連盟事務局が指示した内容

第9条2 本連盟および地区学連は、加盟校および準加盟校に対し、本連盟規約第17条に定める競技者資格を証明する書類の提出をいつでも求めることができる。

(競技者登録料の納入)

第 10 条 1 加盟校および準加盟校の競技者登録料は、地区学連がこれを取りまとめて本連盟に納入しなければならない。

第 10 条 2 既に納入された競技者登録料は、いかなる事情においても返還しない。

(競技者の移籍)

第 11 条 1 編入、再入学等の理由により所属する加盟資格校を変更した競技者は、新しい所属校を通じて直ちにその旨を本連盟に申請しなければならない。

第 11 条 2 前項の競技者が地区学連をまたいで移籍し、かつその時期がインカレ地区予選会とインカレの間である場合、インカレにおける所属表記、成績、次年度出場枠配分等は地区予選会時点での所属に従って取り扱われる。

第 4 章 改正

(改正)

第 12 条 本細則の改正は、本連盟総会の議決による。

令和 2 年 5 月 9 日制定